

平成29年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について

平成29年10月13日
岐阜県人事委員会

I 給与勧告の骨子

<本年の給与勧告のポイント>

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（512円 0.14%）を解消するため、給料表を引上げ改定
- ・特別給（現行4.30月分）は、民間のボーナス（4.41月）を下回るため、0.1月分引上げ改定

○扶養手当の見直し（平成30年4月から段階実施）

- ・配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで引下げ、子に係る手当を引上げ

1 公民較差

(1) 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所から無作為抽出した176事業所を調査

(2) 職員給与と民間給与の比較

<月例給> 民間従業員と職員の4月分給与を調査し、給与決定要素〔役職段階、学歴、年齢〕を同じくすると認められる者同士の給与額を比較

民間の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B)
373,689円	373,177円	512円(0.14%)

<特別給> 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合(A)	職員の支給月数(B)	差(A)-(B)
4.41月	4.30月	0.11月

2 公民較差に基づく改定

<月例給> ①行政職給料表 国家公務員の俸給表の改定を参考に引上げ改定

給料	はねかえり	計
500円	12円	512円(0.14%)

(注) はねかえりとは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

②その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定

③初任給調整手当 医療職給料表(一)の改定状況を勘案して引上げ改定

<特別給> 民間の支給割合に見合うよう引上げ。引上げ分は勤勉手当に配分

現行支給月数	改定後支給月数
4.30月	4.40月(期末手当2.60月 勤勉手当1.80月)

(注) 期末手当と勤勉手当の月数は、一般の職員の場合である。

【実施時期】	月例給	平成 29 年 4 月 1 日
	特別給	平成 29 年 12 月 1 日

3 その他 <扶養手当の見直し（平成 30 年 4 月 1 日から段階的に実施）>

扶養手当について、県内企業の動向や職員の手当支給状況、他都道府県等の改正状況を踏まえ見直し

- ・配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで引下げ（13,200 円→6,500 円）、子に係る手当額を引上げ（6,500 円→10,000 円）
- ・部長級（行政職 9 級相当）職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給とし、次長級（行政職 8 級相当）職員は、子以外に係る手当を 3,500 円に引下げ
- ・受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、見直しについては段階的に実施

II 公務運営の改善等に関する報告の骨子

<本年の報告のポイント>

○多彩で有為な人材の確保

- ・将来を見据え優秀な人材を確保していくため、民間企業や他の公務員等との人材獲得競争が激しくなる中で、一層の受験者確保が必要

○人事評価制度の適切な運用

- ・公正・適正な人事評価のため、職員の十分な理解と納得が得られる仕組みづくりとともに、制度の周知、問題点の把握、改善を行うことが必要

○女性職員の活躍促進

- ・引き続き女性職員が十分に力を発揮できる適材適所の人事管理を推進することが必要

○若手職員の育成

- ・所属で職員を育成する職場風土を醸成しながら、組織全体で若手職員の育成に取り組むことが必要

○ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・次世代育成支援の制度を利用しやすい勤務環境の醸成と職員に対する啓発が必要

○時間外勤務の縮減などの総実勤務時間の縮減

- ・管理職は職員の勤務状況の把握に努め、不要・不急・過重な時間外勤務を削減するとともに、業務と人員の配置について見直しを行い、併せて休暇を取得しやすい職場づくりを進めることが必要

○職員の健康管理

- ・職員のメンタルヘルス問題は非常に重要であることから、特に管理職員において、職員が自由に意見を言える職場づくりと、心身の健康状態に心配りを行うことが必要

○ハラスメント防止対策

- ・職員の意識啓発により発生防止につながるよう研修の充実に努めるとともに、調査や相談窓口の周知、相談しやすい体制の充実に努めることが必要

○すべての職員の意欲と能力を引き出す環境の整備

- ・質の高い行政サービス提供のため、障がいのある職員、再任用職員、非常勤職員を含むすべての職員の意欲と能力を最大限に引き出していくことが重要

○公務員倫理の確立等

- ・職員一人ひとりが、県民の信頼と期待に応えられるよう職責を果たすことが必要